空家に関する相談窓口一覧

平成 27 年 5 月 26 日に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。 適切に管理されていない家屋の損壊や草木の繁茂、所有する空家の利活用や住み替えな どに関するご相談については、以下の窓口にお問合せください。

<担当部署一覧>

○家屋の老朽化等による損壊、倒壊のおそれがあるもの

都市整備部建築安全課:072-841-1441

○空家および空き地で、草木の繁茂がみられるもの

環境保全部環境衛生課:050-7102-6008

○門扉が開いている、窓ガラスが割れている等、防犯面で不安のあるもの

市民安全部危機管理室:072-841-1270 (緊急性の高い場合は消防・警察へご連絡ください。)

○所有・管理する空家の利活用や、住み替え等の相談

都市整備部都市整備推進室:072-841-1478

●問い合わせ先がわからない、あるいは、上記以外の空家についての相談

環境保全部環境衛生課:050-7102-6008